



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110

Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กलयน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 33 (2013年9月19日発行)

皆様、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報は、

「BOI 告示:機械に関する恩典の電子システムによる行使手続き」をお送り致します。

投資委員会事務局告示

(ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

พลาการ์ตซัมนาฏการ์นคานาคนมาการ์นซอนสุมการ์นรอนตวน)

第 Por.4/2556 号

機械に関する恩典の電子システムによる行使手続き

(วิธีปฏิบัติในการใช้สิทธิและประโยชน์สำหรับเครื่องจักรด้วยระบบอิเล็กทรอนิกส์

ルアン ウิตี้-ปัติ-ปัตต-นัย-การ์น-ไช-สัฏ-ติ-เร-พลา-โย-ต-ซัม-รา-ป-กุล-อัน-ชัค-ค-ด-อ-ไ-รา-บ-อ-ป-เร-ก-ตร-อ-นิก-ส)

投資委員会事務局は、2011年7月4日付け投資委員会事務局告示第 Por.2/2556 号「機械に関する恩典の電子システムによる行使手続き(Electronic Machine Tracking (eMT online))」に従い、1920年投資奨励法大 28 条及び第 29 条に基づく機械輸入に対する恩典の行使において、投資家の便宜を図るために本告示を公布する。電子システムの使用により、公的手続き形式の改善とペーパーレス化を実現し、法令改善政策及び国内事業管理原則への準拠を図る。内容は以下のとおりである。

1920年投資奨励法第 11 条、第 13 条に基づく権限により、投資委員会事務局は、投資委員会の委任を受け、機械輸入の関税免除の恩典行使における原則及び手続きについて、以下のとおり規定する。

第1項 機械に関する恩典の電子システムによる申請及び行使について、本告示に規定のない事項についてのその他手続きは、2001年電子システム手続き法に準拠すること。

第2項 事務局の法令、規定、告示及びその他規則について、本告示に規定されている部分または本告示に反する部分は、本告示を代用する。

第3項 本告示においては、次のとおりとする。

3.1 一般機械リストとは、奨励を受けた生産活動に基づく生産において使用する機械、装置、道具、測定器、検査器、用具、プレハブ工場の建築資材など、生産に必要な機械のリストをいう。以下で構成される。

3.1.1 メイン名とは、一般機械のリストに記載された機械名をいう。

3.1.2 サブ名とは、税関手続きにおいて使用するために、輸入申告書に記載する機械名をいう。

3.2 部品リストとは、構成部品やアプライアンスを含む、一般機械の損失部分の代替部品輸入リストをいう。

3.3 金型リストとは、金型のリスト、金型及び部品固定装置と同等の機能を有する装置のリストをいう。金型部品及び部品固定装置を含む。

第4項 一般機械リストの許可申請

4.1 一般機械リスト許可(メイン名)＊ サービス利用者は、製品生産において使用する奨励証書に基づく一般機械リストを作成すること。機械品目及び事務局の許可に基づく生産方法及び生産力に従って生産を行うために必要な数量を記載し、事務局又は被委任機関に対し、電子システムを通して提出すること。事務局は、申請書を受理したら、受理日より60営業日以内に検討を完了する。

4.2 機械リスト修正(サブ名)＊ サービス利用者が、一般機械リストを修正する又はそれに項目を追加する必要がある場合、修正又は追加希望リストを作成し、事務局又は被委任機関に対し、電子システムを通して申請書を提出すること。事務局は、申請書を受理したら、受理日より30営業日以内に検討を完了する。

4.3 機械リスト許可申請(サブ名)＊ 機械通関のために以下を実施する。

4.3.1 システムにより、当該機械品目について、許可を通過したメイン名がサブ名としてコピーされる。

4.3.2 各機械のサブ名申請については、税関手続きにおいて使用するために、輸入申告書に基づきサブ名一覧を作成し、電子システムを通じて事務局又は被委任機関に提出する。事務局は、申請書を受理したら、受理日より3営業日以内に検討を完了する。

4.3.3 サブ名が、第 4.3.2 項に基づく許可を通過できなかった場合、サービス利用者は、受理を拒否された日より 15 日以内に、参考文書を添えて事務局の再検討を受けるために申請書を提出することができる。事務局又は被委任機関に対し、電子システムを通して再検討の申請書を提出すること。事務局は、申請書を受理したら、受理日より 30 営業日以内に検討を完了する。

4.4 許可を申請する機械が中古の機械である場合、サービス利用者は、当該機械の許可申請書と一緒に事務局が認める機関又は組織による機械性能の保証書を提出すること。許可を申請する機械は、事務局の規定に準拠していること。

第5項 部品リストの許可申請

5.1 サービス利用者は、一般機械リストの許可を受けてから、部品の許可申請を行うことができる。部品名リストを作成し、申請書を事務局又は被委任機関に提出すること。事務局は、申請書を受理したら、受理日より 3 営業日以内に検討を完了する。

5.1.1 部品名リストが第 5.1 項に基づく許可を通過しない場合、サービス利用者は、受理を拒否された日より 15 日以内に、事務局の再検討を受けるために参考文書を添えて申請書を提出することができる。事務局又は被委任機関に対し、電子システムを通して再検討の申請書を提出すること。事務局は、申請書を受理したら、受理日より 30 営業日以内に検討を完了する。

第6項 金型リストの許可申請

6.1 サービス利用者が金型リストの許可申請を行う場合、生産工程において金型を使用しており当該生産工程がプロジェクトに基づく許可を受けていること。金型及び又は金型部品のリストを作成し、事務局又は被委任機関に対し、電子システムを通じて提出すること。事務局は、申請書を受理したら、受理日より 3 営業日以内に検討を完了する。

6.2 金型又は金型部品のリストが、第 6.1 項に基づく許可を通過しなかった場合、サービス利用者は、受理を拒否された日より 15 日以内に、事務局の再検討を受けるために参考文書を添えて申請書を提出することができる。事務局又は被委任機関に対し、電子システムを通して再検討の申請書を提出すること。事務局は、申請書を受理したら、受理日より 30 営業日以内に検討を完了する。

6.3 金型又は金型部品が中古のものである場合、当該機械品目の許可申請書と一緒に許可を申請する品目を作成すること。許可を申請する機械は、事務局の規定に準拠していること。

第7項 銀行の関税納付保証延長申請

- 7.1 サービス利用者が、銀行の関税納付保証延長を申請する場合、奨励が確定している又はすでに奨励証書を受領済みであること。また、第 28 条又は第 29 条に基づく機械の恩典を受けており、機械輸入恩典の期間内にあること。
- 7.2 サービス利用者が、銀行の関税納付保証の許可申請を希望する場合、電子システムを通して、銀行の輸入関税納付保証申請書を提出すること。事務局は、申請書を受理したら、受理日より1時間以内に検討を完了する。
- 7.3 輸入関税納付保証について事務局は、許可日より1年間有効とする。また、被奨励者が保証期間終了前に保証期間延長申請書を提出した場合、事務局は銀行関税納付保証の1年間の延長を1度許可する。但し、不可抗力事項発生時を除く。
- 7.4 保証期間が満了した場合、事務局は、以降の関税徴収のため、関税局に書面にて通知する。

第8項 機械関税減免申請

- 8.1 通常の機械関税減免又は関税還付申請のための関税減免手続き
 - 8.1.1 サービス利用者が機械関税減免を希望する場合、次の原則に従うこと。
 - 8.1.1.1 第4項、第5項、第6項のリスト、許可取得済みであるリストに記載された機械品目であること。
 - 8.1.1.2 一般機械リストに基づく機械関税減免を申請する場合、輸入機械の合計台数は、輸入許可を受けた台数を超えないこと。
 - 8.1.1.3 恩典行使を申請する機械は、機械の輸入関税免除の恩典期間に輸入すること。
 - 8.1.2 サービス利用者が恩典行使を希望する場合、事務局又は被委任機関に対し電子システムを通して申請書を提出すること。機械品目を記録し、恩典の行使を希望する数量が許可取得済みの一般機械リスト、部品又は金型リストに従ったサブ名一覧内の記載と一致していること。事務局は、申請書を受理したら、受理日より1時間以内に検討を完了する。
恩典行使申請を希望する機械品目が、許可済みの品目と一致しない場合、事務局は恩典の行使を許可しない。
 - 8.1.3 サービス利用者は、機械輸入期間終了日より1年以内に、関税還付申請のための機械関税減免を完了させること。

8.2 銀行の関税納付保証解除のための機械関税減免

- 8.2.1 サービス利用者が機械関税減免許可申請書提出の権利を有する場合、第8.1.1項に従うこと。
- 8.2.2 機械輸入関税納付保証解除のために関税減免許可を申請する品目は、すでに保証申請済みの品目であり、許可を受けた保証期間内にあること。
- 8.2.3 サービス利用者は、銀行の輸入関税納付保証解除のための機械関税減免申請書を、事務局又は被委任機関に対し電子システムを通して提出すること。事務局が銀行関税納付保証の使用を許可した品目を選び、実際の輸入において使用する輸入申請書の詳細をシステムに記録すること。銀行関税納付保証の使用権の行使を希望する機械名称及び数量は、第4項、第5項及び第6項に基づく名称に合致しており、既に許可を得ていること。事務局は、申請書を受理したら、受理日より1時間以内に検討を完了する。
- 8.2.4 事務局が銀行関税納付保証の使用を許可した品目については、銀行関税納付保証解除のための機械関税減免許可を1度のみ申請することができる。関税減免許可申請が以前許可申請した数よりも少ない場合、事務局はその差分について、以降関税を徴収するよう関税局に書面で通知する。

第9項 修理のための海外への機械輸出申請(省略)

第10項 修理済み機械の関税減免許可申請(省略)

第11項 外国への機械返送許可申請(省略)

第12項 本原則を、一般的な検討基準として使用する。但し、適切である場合、投資委員長が適宜延長を検討する場合がある。

第13項 本告示に基づき判断ができない場合、投資委員長が判断を下す。

これより適用する。

2013年8月23日告示

投資委員長

ウモム・ウォンウィワッタチャイ

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、10月17日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら

下記までご連絡頂ければ幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス: 半日から対応が可能です。

日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス: Email もしくは FAX にて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積りい

たします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ